

令和 7 年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業にかかる
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

歯科医療安全管理体制推進特別事業を受託する事業者を公募するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 目的

より安全・安心で質の高い歯科医療の提供に寄与することを目的に、医療安全管理体制の整備を推進するため、医療従事者等を対象に、院内感染の防止や医療事故等を未然に防ぐためのスキルの向上、医療安全に対する意識高揚に資する研修会を開催する。

3 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業

(2) 業務の内容

仕様書に示す内容の業務を実施

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料

金 4 6 8, 0 0 0 円（うち取引に係わる消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。ただし、業務実施後、業務に要した経費が委託料を下回ったときは、業務に要した経費をもって委託料とする。

(6) 仕様

別紙「令和 7 年度奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業委託仕様書」のとおり

(7) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

奈良県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

4 参加資格等

以下に掲げる要件のすべてに該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 奈良県内に事業所を有し、地域の実情に応じた適切な事業運営ができると認められるものであること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。
 - ⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

- (9) 公告日から過去５年以内に歯科医療安全に関する業務を誠実に履行した実績を有している者であること。

5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の実施（受託）希望書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

6 公募型プロポーザル実施要領の交付場所、交付期間

(1) 交付場所

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課ホームページ
(奈良県トップページ→県の組織→地域医療連携課→新着情報)

(2) 交付期間

令和７年９月２９日（月）から令和７年１０月１０日（金）午後５時まで

(3) 交付資料

(1)に示す場所において、次の書類を掲載する。

- ・公募型プロポーザル実施要領
- ・提出様式【様式１～８】及び質問票【様式９】
- ・業務委託仕様書

7 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は開催しない。

8 実施（受託）希望書の提出

公募型プロポーザル実施（受託）希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類 実施（受託）希望書【様式１】

類似業務受注実績【様式２】

(2) 提出部数 １部

(3) 提出期限 令和７年１０月１０日（金）午後５時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は、配達されたことが確認できる方法により、期限までに必着すること。

(5) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 奈良県庁主棟 3 階

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療管理係

電 話 0742-27-8653 F A X 0742-22-2725

9 質疑及び回答

- (1) 質問方法 質問がある場合は、質問表【様式9】に質問事項を記載のうえFAXにより行うこと。その際、件名を「奈良県歯科医療安全管理体制推進特別事業に関する質問」とすること。
- ※ 送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
- ※ 電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出先 奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療管理係
- (3) 受付期間 令和7年9月30日（火）から
令和7年10月14日（火）午後5時00分まで
- (4) 回答方法 実施（受託）希望者全員にFAXにより令和7年10月17日（金）までに回答する。
- ※個別には回答しない。また、質問者名は掲載しない。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ・企画提案書（鑑）【様式3】
・診療環境体制の充実・強化事業に関する提案【様4-1】
・歯科医療感染事業に関する提案【様式4-2】
・実施（受託）希望者概要書【様式5】
・委託業務実施体制【様式6】
・見積書【様式7】
・業務スケジュール【様式8】
- (2) 提出部数 正本1部、副本5部
- なお、副本については、選定審査で使用するため、提案者が判別できないようにすること。
- (3) 提出期限 令和7年10月24日（金）午後5時00分まで（必着）
- (4) 提出方法 持参または郵送に限る。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。期限までに提出しなかった時は、辞退とみなす。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことにより異議申し立てることはできない。
- (5) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟3階
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医療管理係
電話：0742-27-8653 FAX：0742-22-2725
- (6) その他
- ア 提案は、各応募者につき1案とする。
- イ 文字の標準サイズは12Ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは10Ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。

- ウ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- エ 提出された企画提案書は返却しない。
- オ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- カ 提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

1 1 企画提案書の審査

審査方法	提出された企画提案書について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。 (1) 審査予定日：別に通知する日時（令和7年11月上旬を予定） (2) 場所：奈良市内の会議室で、別に通知する場所 (3) 時間：1提案者当たりの説明時間は20分を予定とし、内訳は次のとおりとする。 プレゼンテーション：10分 質疑応答：10分 (4) 出席者：審査会場の入室は2名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の統括責任者予定者とする。 (5) その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）
審査内容	提出された企画提案書について、次の観点から審査し、事業者を選定する。 (1) 企画提案内容が、当該事業の効果的な推進に資するものであること（70点） (2) 当該事業を適切かつ確実に遂行できる実施体制を有していること（20点） (3) 提案内容と均衡のとれた経費であること（10点） なお、詳細と評点の分配は別紙のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。 ・全審査委員の得点の平均が60点以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であり、審査委員の合議がある場合は、合計得点の最も高い事業者を最優秀提案者として特定する。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
失格事項	提案者が次に挙げる場合に該当するときは、失格とする。 ①「4参加者資格等」に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ②参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽または不正があったとき。 ③提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ④一以上の評価項目についての記載がなかったとき。 ⑤委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 ⑥プレゼンテーションに不参加のとき。 ⑦その他不正な行為があったとき。
審査結果	決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別審査結果については公表しない。

1 2 業務委託契約の締結について

- (1) 選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。

1 3 契約の不締結について

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、候補者と契約しないものとする。

- ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1）から5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記1）から5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6）に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1 4 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が上記13①から⑧のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

1 5 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として、提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係機関法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従う者とする。